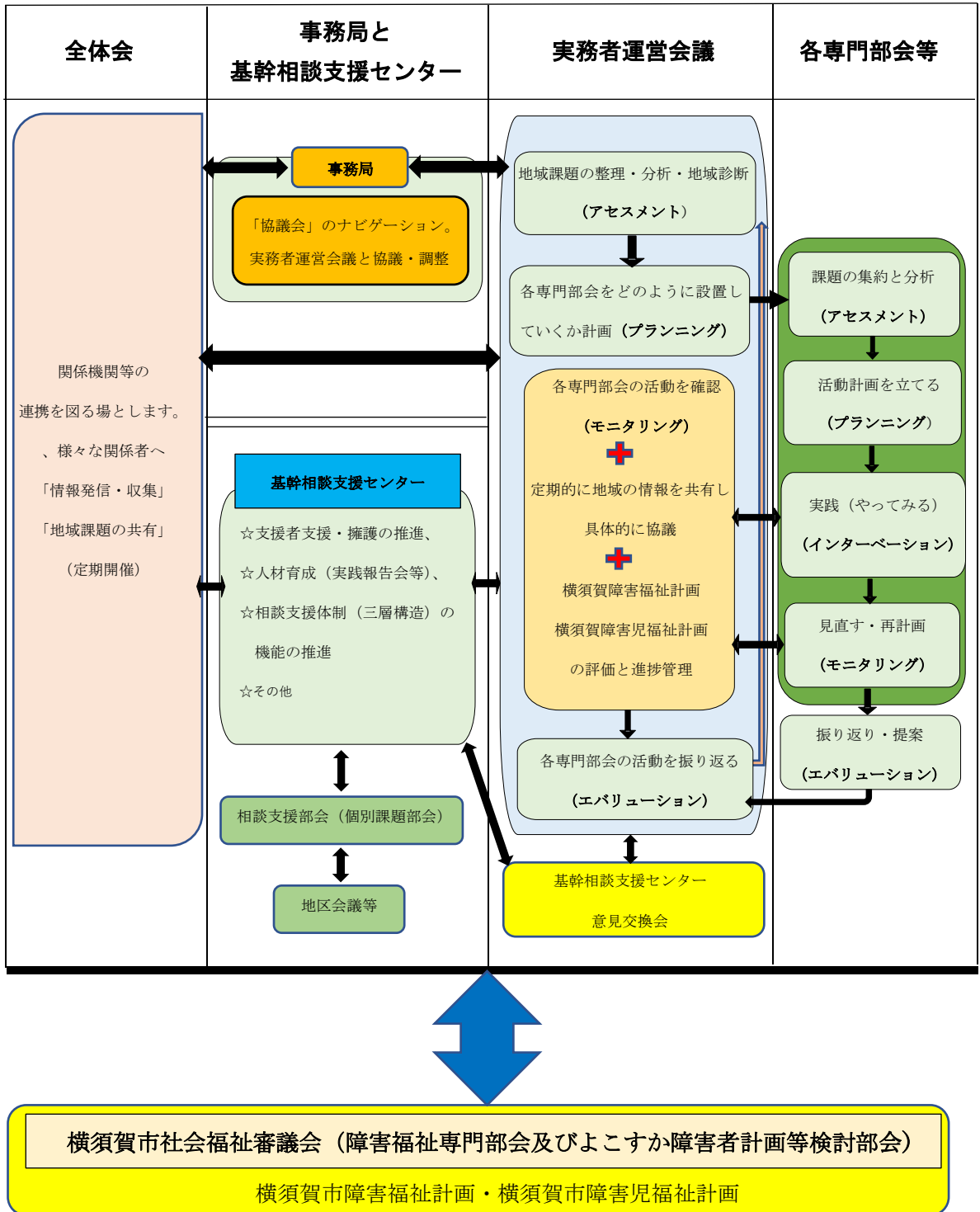


横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン②

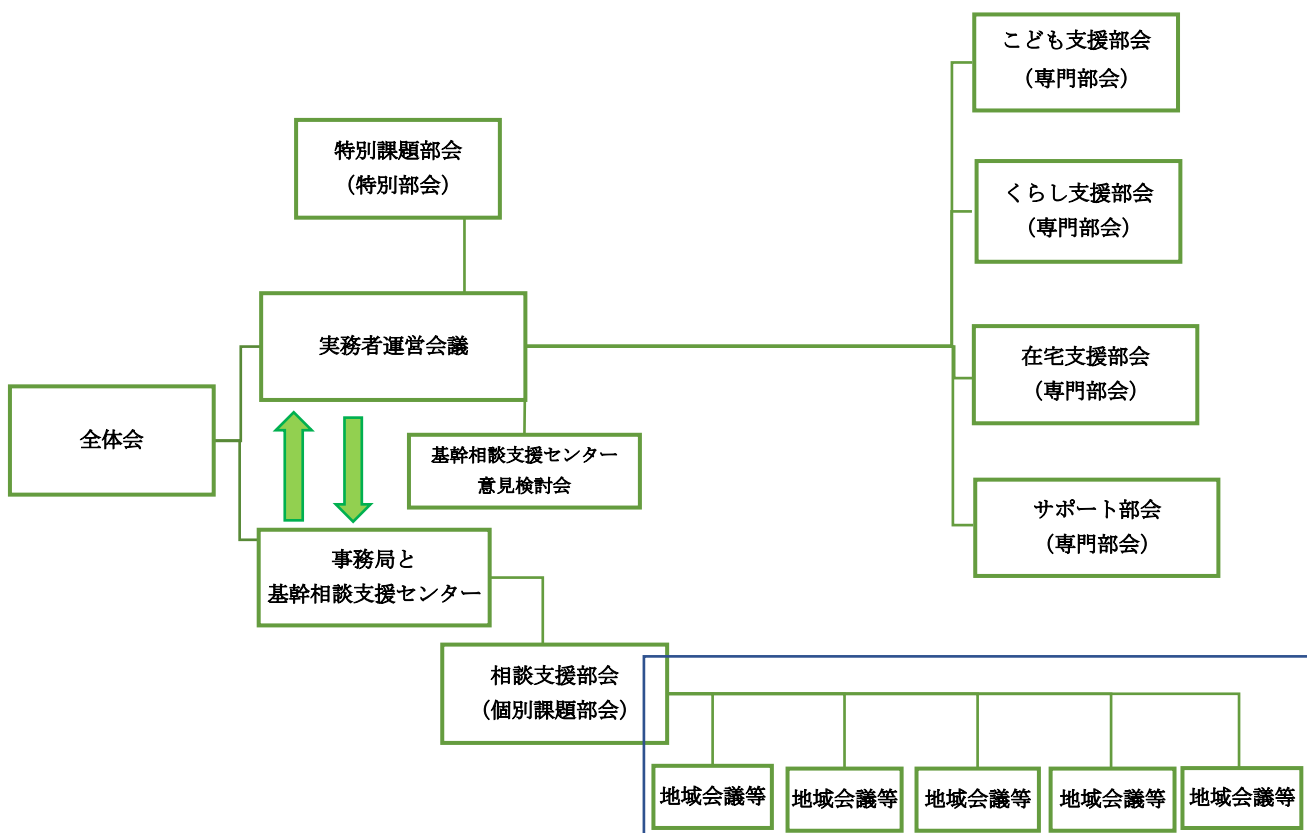
1. 地域福祉の基盤を作っていくための協議会



“アセスメント⇒プランニング⇒インターベンション⇒モニタリング⇒エバリュエーション”といった一連の協議の過程を協議会全体が意識し、話し合った中身を積み重ねていく仕組みを作りましょう。

2. 協議会の構成と各会に求められること

※ 下記の体制は、事務局と基幹相談支援センターが同一組織内の有る場合。



(1) 全体会

関係機関等（保健・医療・福祉・教育・就労等の他分野、多職種の関係者）の連携を図る場とします。専門部会等で協議されたことを障害福祉分野はもちろん、様々な関係者へ「情報発信・収集」「地域課題の共有」等をしていくことが求められます。

(2) 実務者運営会議

実務者運営会議は、各専門部会等で挙げている「地域課題の整理と進捗管理」「地域診断」「障害福祉計画の評価」「地域資源の開発等」についてアセスメントを行い、具体的に協議を行います。

協議会の委員任期の3年間を大きなサイクルとしながらも、地域課題として緊急性の高いものがある場合や、課題がある程度解消された場合には、柔軟に協議会の再編成をしていくようにします。

なお、外部委員等による基幹相談支援センターのあり方について検討するため「基幹相談支援センター意見検討会」を置きます。また、特定の事項について集中的に協議を行う必要があると認められるときは、「特別課題部会」を置き、当該基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会の協議の結果を実務者運営会議及び全体会に報告します。

(3) 事務局

事務局は、協議会全体をナビゲート（交通整理）することが求められます。全体会の運営を行うとともに、各専門部会等で確認された課題の取り扱いについて実務者運営会議と協議・調整を行います。

※基幹相談支援センターについては、人材育成・質の向上のための研修企画（実践報告会等）、及び横須賀市内の相談支援体制の構築に取り組みます。

なお、外部委員等による「基幹相談支援センター意見検討会」を定期的実施し、基幹相談支援センターの運営について外部委員からの提案・要望含め、積極的に意見を交わし、実践に移していくための調整を図ります。

(4) 専門部会等

様々な人が困難さを感じている事柄について、なぜ困難さを感じているのか分析し、「地域課題の集約」「資源の開発や改善についての提案等」を行います。また、必要に応じ各課題に対する調査（研究）・研修等の企画運営を行います。

相談支援部会には、委託相談支援センターを中心とした「地域会議等」の場を設け、個別課題の抽出や地域課題の検討を行います。

3. 令和3年度の協議会体制

(1) 全体会

来年度以降の協議会体制について、実務者運営会議における検討状況を報告し、意見を集約していきます。

(2) 実務者運営会議

来年度以降の協議会体制を検討するにあたって、各分科会から抽出される課題だけでなく、現状実務者運営会議の委員が感じている課題を挙げて、分科会の設置について検討していきます。

また、各分科会の目的や協議内容等、具体的に示すことができるように整理を行います。

(3) 各分科会

令和3年度はこれまでの活動を評価し、今後も継続して協議したい内容を整理していきます。

4. 令和4年度以降の協議会体制

